

欧州性労働者宣言

本 田 稔(訳)

私たちは、多くの異なる国の出身者であり、多くの異なる経歴を持っている。しかし、労働と生活において共通する多くの問題に直面していることを知るに至った。

私たちは、この文書において、私たちの生活と性産業の内部に現存する不平等と不正を検証する。すなわち、不平等と不正の起源を問題視し、それらと向き合い、かつその答えを求め、さらに性労働者、その権利と労働が承認され、尊重されるより平等な社会を創造するために必要な改革に関する私たちの理念を提唱する。

この宣言は、2005年10月15日から17日まで、ベルギーのブリュッセルにおいて開催された性労働・人権・労働・移住に関する欧州会議において、26カ国の120人の性労働者によって起草され、採択された。

権利を承認する寛容と同情を越えて

私たちは、サービスが売買される社会に生きている。性労働は、そのサービスの一つである。性的サービスの提供は、犯罪にされるべきではない。

宗教的または性的な道徳を理由に性労働者を犠牲にすることは容認できない。すべての人々は、彼ら自身の個人的な宗教的および性的な道徳を信奉する権利を有するが、そのような道徳を個々に押しつけてはならず、またそれによっていかなる政策的決定をも裁定してはならない。

私たちは、性労働者が社会的な権限を否定されない社会を思い描きたいと思う。

私たちは、私たちのサービスが受け入れられながらも、私たちの職業や仕事が非合法化されている社会の内部にある欺瞞を糾弾する。この立法状況は、濫用され、私たちの労働と生活に対して管理監督をなさないという結果に至る。

私たちは、性労働者、その共同生活者、顧客、経営者および性労働に従事する他のすべての人々を犯罪者として扱うことに反対する。そのような犯罪化は、性労働者に対する法による平等な保護を否定するものである。

移住は、労働市場の需要を満たす上で重要な役割を担っている。私たちは、政府

が移住者の基本的人権，労働基本権および市民的権利を承認し，付与するよう要求する。

差別されない権利

私たちは，警察やその他の公的機関による差別と権力の濫用を止めるよう要求する。性的サービスの申し出は，いかなる種類の暴力をも引き起こさない。性労働者に対する不信は取り除かれねばならない。

私たちは，私たちに対する犯罪と私たちの証言が司法制度によって真剣に取り扱われるよう要求する。性労働者は，他の人々と同じように，有罪が証明されるまでは無罪の推定を受けるべきである。

性労働者に対する誹謗と中傷は，差別と憎悪を引き起こす。私たちは，性労働者が反差別立法によって保護されることを求める。

身体に対する権利

性労働とは，定義上，同意に基づく性交である。同意に基づかない性交は性労働ではなく，性暴力ないしは性奴隷である。

私たちは人間として，相手の性別や民族性に関わりなく，また相手が料金を支払うかどうかをも問うことなく，私たちが侵害的であるとは考えないあらゆる方法によって，同意に基づく性的関係を確立することを含む私たちの身体を使用する権利を要求する。

意見聴取される権利

私たちは，私たちの労働条件と生活条件が議論され決定される公開討論会や政策論議に参加する権利を主張する。

私たちは，私たちの声が聴取され，耳が傾けられ，そして尊重されることを求める。私たちの経験は多種多様であるが，そのすべては健全なものである。従って，私たちの声を奪い，そして私たちには決定したり，必要な事柄を述べたりする能力など備わっていないと主張する人々を糾弾する。

集会結社の権利

私たちは，職能団体や組合を結成し，そこに参加する権利を主張する。

私たちは，公的に示威行動を行う権利を主張する。

私たちは，公式であれ非公式であれ，営業上の協力関係を結成し，社会的な事業

に参画する権利を要求する。

移動の自由

私たちは、あらゆる公的な場所に入出入りする権利を主張する。

私たちは、自ら選択した地域において有益な雇用や住居を求めることを含め、個人のおよび財政的な理由により国内および諸国間を移動する何人にも認められた権利を主張する。

人身売買に関する議論は、移住者の自由の問題を隠蔽している。このような複雑な問題に対してそのように短絡的に対応することは、移住者、性労働者、とりわけ移住性労働者に対する差別、暴力、搾取を補強する。

移住と性労働に関する暴力と抑圧と搾取は、移住者の価値と基本的人権を承認する基本的枠組のなかで受け止められ、取り組まれねばならない。

制限的な移住立法と反売春政策は、移住者の権利侵害に結びつく要因であることが確認されねばならない。

強制労働と奴隷制度に類似した業務は、多くの職業において起こりうる。しかし、職業が合法的であり、その労働者の労働が承認されているところでは、権利侵害を告発し、それに終止符を打ち、酷使を防ぐことがより可能である。

私たちは、私たちの政府に対して、強制労働や奴隷制度に類似した業務の被害者がいかにしてそのような状態に至ったかに関わりなく、また彼らが刑事司法手続において協力し証言する能力や自発性があるかどうかに関わりなく、その被害者の人権を優先し、それを救済するよう求める。

私たちは、私たちの政府に対して、強制労働と奴隷制度に類似した業務の被害者に亡命する権利を付与し、彼らの家族とその友人に援助を与えるよう求める。それをなさないならば、彼らに対する搾取を存続させ、さらに彼らの基本的人権を侵害することになる。

性動労における酷使

酷使は性労働において発生するが、それは性労働の概念を規定するものではない。

性労働を暴力であると概念規定するいかなる議論も単純極まる対応であって、私たちの相違点と経験を否定し、私たちを寄り辺なき犠牲者におとしめる。それは、私たちの自律性と自己決定権を掘り崩すものである。

限定的な立法は、性労働者を差別し、汚名を着せ、酷使する要因になる。

私たちは、私たちの政府に対して性労働を非犯罪化し、私たちを差別し、汚名を

着せる立法に終止符を打つことを求める。私たちは、訴追を受ける危険を負担することなく、私たちへの酷使を告発する権利を求める。

性労働者に権利を付与するならば、彼らに対してその人権侵害を告発すること認めることになるであろう。

私たちは、世に暴露することで私たちとその家族を脅かす人々から保護されることを求める。

私たちは、苦情や私たちに対する犯罪を告発する際に、私たちに匿名で行えることを許容する方法を求める。

性労働における若年者の酷使

若年者が性的自律性を持つことに教育の焦点を合わせるが重要である。私たちは、若年者に真の選択権と選択の機会を与えるための支援とサービスと救済が与えられるよう求める。

若年者は、彼らに不利益になる立法と政策に対して意見を持つべきである。

私たちの生活

性労働者であること

社会は、性労働者に対して「本質」と「社会的役割」を押しつけている。それは、私たちが金銭を獲得するために経済的な個人的資源としての身体と精神を用いているという認識とは別のものである。

私たちに押しつけられた「本質」と「社会的役割」は、私たちを本来的に無価値なものであり、道徳や公的および社会的な秩序に対する脅威であると定義づける。つまり、ならず者、罪人または被害者のレッテルを私たちに貼り付ける。汚名は、「善良」で「礼儀正しい」市民やそれ以外の社会の人々から私たちを切り離す。

この汚名は、私たちを否定的でステレオタイプの方法で墮落した者としてしか見ない方向に人々を導く。私たちの生活の他の部分や私たちの間にある差異は見えなくなる。それによって私たちは社会のなかでの居場所を否定される。ほとんどの性労働者は、自分自身を守り、社会のなかに居場所を持つことを確実にするために、性労働に関与していることを隠し、その多くは恥辱と無価値な者という汚名に耐えながら、暴露される恐怖のなかで生きている。このような理由から、多くの性労働者は彼らに加えられる虐待を受け入れている。性労働者の汚名に起因する社会的排除は、健康保険への加入、住宅の賃貸、別の職業への従事を否定し、子どもから引

き離され、孤独に陥ることにつながる。

社会の側の認識は、移住者の地位、人種、民族的出自、性差、年齢、性別、薬物使用、労働分野、提供されるサービスを理由にして、性産業に対して道徳的な階層制を押しつけ、性労働者の一定の集団に汚名を着せ、彼らを社会から排除する。性労働者自身のなかには、そのような見解に同意する人々がいるが、私たちはすべての性労働者と性労働のすべての形態が等しく正当で価値があることを主張し、そのような道徳と偏見に満ちた分断を糾弾する。

私たちは、労働の実態や私たちの生活は多種多様であるが、汚名を着せられていることが私たち全員を性労働者として結びつけ、私たちを一つの共同体へと組織する共通項であると認識している。私たちは、この汚名とそれがもたらす不正義に向き合い、それに異議を申し立てるために団結したのである。

私たちは、性労働が性的経済活動であって、私たちの本質や価値について何の意味も持たず、社会の一構成員としての参加であることを主張する。

積極的な市民権

性労働者は、単に援助されるべき犠牲者であるとか、逮捕されるべき犯罪者であるとか、また公衆衛生局による干渉の標的であると捉えられるべきではない。私たちは社会の一部であり、要求と大志を持ち、私たちの社会に対して真に価値ある貢献をなす可能性も持っている。

私たちは、現在の代表制と協議制の機構が性労働者に関われることを要求する。

私生活と家族

私たちは、私たちの私生活と家族に対する恣意的な干渉から自由である権利、結婚して家族をつくる権利、または結婚せずに家族を作る権利を主張する。

私たちは、他の人がそうであるように、人を愛し、求める能力を持つ資格のある人間である。他の人は、労働により多くの時間を費やしているのに僅かな賃金しか受け取れない。私たちの労働は、それに比べ、ときおりより多くの財政的な安心と子どもや共同生活者のための時間を私たちに与える。

共同生活者であるという理由だけで私たちの共同生活者に売春斡旋業者、搾取者、酷使者というレッテルを貼るのは、私たちには自律性がないということが前提であり、それは私たちが愛するに値しない者であり、その関係によって私たちには私生活を営む可能性が与えられないことを意味している。

私たちは、個人的な関係を築き、あれこれ判断されることなく、その関係におい

て自己決定する権利を主張する。

私たちは、私たちが選んだ相手と共に暮らし結婚すること、または共に暮らさずに結婚することを禁止する差別的な立法を止めること、そして私たちと共に暮らし、私たちの稼いだお金で生活していることを理由に私たちの共同生活者と子どもを犯罪者扱いする差別的な立法を止めることを求める。

私たちが性的サービスを提供しているだけの理由で、社会奉仕事業団や裁判所から不適格な親であるとレッテルを貼られたり、子どもを引き離されたりすることは、正当化できないし、容認できない。そのような汚名を着せることは、親子関係や悪質な親族関係が問題になった際に、子どもを失うのではないかという恐怖から支援や援助が必要になった場合に、それを求める資格を私たちから奪い取ってしまう。

私たちは、そのような差別に終止符を打つことを求める。

メディアと教育

私たちの発言と経験はしばしばメディアによって操作され、それに応答する権利は滅多に与えられず、私たちの異議申立は斥けられる。

マスメディアにおける性労働者の描かれ方はすべて、無価値な者、被害者、そして（あるいは）道徳や公的・社会的秩序に対する脅威という固定的な性労働者のイメージをあまりにも長引かせている。とくに外国人を憎悪する側からの移住性労働者の描かれ方はさらなる水準の汚名を着せ、彼らの脆弱な立場を増幅させる。性労働者のそのような描かれ方は、私たちを傷つけ、私たちの権利を侵害しようとする社会の人々に正当性を与えている。

誤解を生むような性労働者のイメージとならんで、私たちの顧客はメディアでは暴力的な者、異常者あるいは精神障害者として描かれている。性的サービスに対して支払うことは、本質的に暴力的でもなければ、問題のある行動でもない。そのような固定観念は、性産業の現実に関する議論を封じ込める。私たちの孤立を長引かせ、小規模であるが相当多くある顧客による暴力や問題行動を隠蔽する。

性労働者に対する偏見と差別は、私たちの社会に蔓延している。これを克服するために、私たちは、私たちの政府に対して、私たちが受けてきた現実の侵害と私たちの労働の価値を認識することを求める。そして、公的機関にいる人々だけでなく一般の公衆を教育し、情報を提供することによって、私たちと私たちの顧客が社会に全面的に参画できるように支援することを求める。

性労働者に対する暴力との闘争

性労働者は、異常な水準の暴力と犯罪を経験している。暴力と犯罪が私たちの労働に固有のものであると見られているために、性労働者に汚名が着せられ、その結果、私たちに対する暴力と犯罪を許容する社会と公的機関が作り出された。

私たちは、性労働者に対する暴力が、顧客によるものであれ、私たちの経営者によるものであれ、私たちの共同生活者によるものであれ、地元住民によるものであれ、また公的機関の関係者によるものであれ、それが犯罪であることを認識するように私たちの政府に求める。

私たちは、私たちの政府が私たちに実際に暴力を振るう人々を公的に非難するように求める。

私たちは、私たちの政府があらゆる形態の性労働の根絶を求める全面禁止論者によって唱えられている売春という観念的な暴力と闘うよりも、私たちが経験している現実の暴力と闘うことを求める。

- 性労働者と暴力的でない顧客を逮捕し訴追するために現在費やされている時間と費用は、私たちに対する強姦やその他の暴力的な犯罪に対処する方向に向けられるべきである。
- 暴力を振るう可能性のある潜在的な顧客について性労働者に早期に警告を発するシステムを含め、犯罪を通報する性労働者を勇気づけ、支援する仕組みが発展させられるべきである。

健康と幸福

私たちが「不潔」で「汚れている」ということが神話であろうとも、性労働に付随する健康のリスクがあることを否定する者はいない。少なくとも性労働者はそうである。実際には、私たちは、私たちの性的健康に関して一般大衆よりも見識があり、安全性交を実践している。私たちは、私たちの顧客のための性的健康に関する教育者として活動している。

私たちは、私たちが社会における性的健康と健康促進のための価値ある資源としての役割を担っていることを承認するように求める。

汚名は、性労働者のための健康管理にとって依然として障害である。偏見と差別は、性労働者が一部の公衆衛生関係の労働者によって品位を汚す屈辱的な扱いを受ける健康管理環境で発生する。

私たちは、すべての公衆衛生関係の労働者が尊敬と品格をもって私たちを扱うこと、そして差別的な扱いに対する私たちの異議申立が真摯に受け止められること

を要求する。

すべての性労働者の健康と幸福を前進させるために、私たちは私たちの政府に対して、

- すべての移住性労働者が健康保険制度を利用できるようにすること、
- 薬物依存症の者が注射針の交換と選択的な薬物治療を利用できるようにすること、
- 不必要に多くの人々が死亡しないよう、HIV 患者と生活しているすべての人々が選択的な治療を利用できるようにすること、
- 性同一性障害の人が選択的な性転換手術を受けることができるようにすることを求める。

登録制度と義務的検査制度

性労働者を登録し、検査義務を課しても、感染予防的な価値はない。顧客を検査することが要件となっていないうちは、とくにそうである。義務的検査がまだに行われているところでは、その結果の一例として、顧客が性労働者は「健康」であると思いこみ、自らが性労働者にとって脅威であるとは考えないため、避妊具の使用を拒否するという事態が起こる。

登録制度と性的健康および HIV の義務的検査制度は、性労働者の人権侵害であり、性労働者に対して公衆衛生に対する脅威という汚名を着せることを補強し、彼らだけが顧客に感染症を移すという固定観念を拡大させる。

私たちは、登録制度と義務的検査制度を廃止することを求める。

旅行、移住、亡命の権利

移住の可能性が欠如していることが、私たちの清廉さと健康を危険にさらしている。私たちは、性労働者が私たちの労働を理由に差別されることなく、国内および諸国間を旅行し、移住する自由があることを要求する。

私たちは、性的サービス売り物にしていることを理由に、国家および（または）自治体から威嚇されている性労働者のために亡命の権利を要求する。

性労働、健康状態、社会的または自然的な性的指向性が「～であることの罪」であるならば、私たちはそのような罪を理由に人権を否定されたあらゆる者に亡命の権利があることを要求する。

私たちの労働

私たちの身体と精神は、多くの様々な形態をした、多くの人々のための個別的な経済的資源である。ダンス、ストリップ、路上売春や店舗内売春、接客、テレホンセックスやポルノ雑誌への出演を含む性労働のすべての形態は等しく正当なものである。

報酬を受け取る一部の人々にとっては、性交は依然として彼らが労働市場の外側で従事するような私的領域の一部である。

性交が労働になるのは、その他の部分の多くの人びとの場合である。ある者は独立して労働に従事し、またある者は集団的に労働に従事し、その多くは第三者に「雇用」される。彼らにとって性交は収入を得る活動であり、労働として承認されなければならないものである。

他の産業部門におけるのと同じように、性産業においても、疎外、搾取、酷使と強制は存在するが、それは私たちや私たちの産業を定義づけるものではない。しかし、一つの産業における労働が社会全体によって公式に承認され、受容され、労働組合によって支援されるならば、規制が加えられる。労働権が拡大するならば、労働者が酷使を告発し、受け入れがたい労働条件と行き過ぎた搾取に反対して組織を作るために労働法規を活用することが可能になる。

性労働を労働として承認せず、性産業の内部およびその周辺で行われる活動を差別するならば、性労働者が法律に違反していなくても、彼らを犯罪者として扱うことになる。そのような扱いは、社会の他の人々から私たちを疎外し、私たちの労働と生活に対する制御能力を減少させる。それは、規制を受けない搾取、酷使と強制

受け入れがたい労働時間、不衛生な労働環境、収益の不当な分配、移動の自由に対する根拠のない制約が行われる一層の可能性を作り出し、移住者のような性労働者の一定の集団は、受け入れがたい労働条件によって不釣り合いなほどの健康被害をこうむる。

私たちは、正当で有利な労働条件、賃金の支払い、解雇からの保護を保証する立法的保護を求める権利を承認するよう求める。

私たちは、性労働が有益な職業として承認され、移住者に労働および居住の許可を申請できるようにすること、そして申請書類の整っている移住者と整っていない移住者の双方に完全な労働権が与えられることを求める。

私たちは、性産業に関する国内立法を調査するオンブズマン欧州委員会の設立を

求める。それは、新たな勤め先を設けることになるし、また既存の役割の一部を構成することにもなりうる。

職業訓練と人格形成

私たちは、組合を組織し、そこに参加する権利を主張する。

私たちは、性労働者として、他の労働者と同じように職業訓練の可能性を求める。私たちは、自分自身の仕事を確立し、自立して働くための支援を含む職業訓練と助言サービスを発展させる権利を求める。

私たちは、他の国を旅行し、そこで働く権利を主張する。性産業とその様々な部門における労働に関する情報は入手可能なものでなければならない。

私たちは、外国で受けた教育と得た資格が適正に承認されることを求める。

私たちは、反差別立法が性産業において適用されるだけでなく、性労働者が汚名を着せられた結果として特殊な困難に直面している場合には、別の職業を探す場合にも適用されることを求める。

私たちは、さらに教育を受け、別の職業を探すことを希望している性労働者に支援が与えられることを求める。

税と福祉

私たちは、どの市民にも彼らが住む社会を財政的に支える義務があることを認識している。しかしながら、性労働者が他の市民と同じ利益を享受していない場合、そして平等な法的保護を求める私たちの権利が否定されている間は、一部の性労働者はこの義務を自覚しないている。

私たちは、失業手当、労災手当、年金および健康保険の権利を付与する社会保障制度を利用できるように求める。

性労働者は、他の被用者や個人契約者と同じ基準に基づいて正規の税金を納めるべきであり、同じ利益を享受すべきである。税制は、性労働者を登録し、汚名に関連した問題を記録する手段として用いられるべきでなく、匿名性が優先されねばならない。

税に関する情報は入手可能で、容易に理解でき、移住労働者のために多くの言語で提供されねばならない。徴税制度は、透明性が高く、雇用者による搾取と酷使を回避するために労働者が容易に理解できるものでなければならない。

税金を納めた場合、適切な物品を購入し、公的医療制度を含むサービスを利用した場合の税の控除が考えられるべきである。

労働上の衛生と安全

私たちの身体は、私たちの資本である。私たちの健康を維持するために、私たちは無料または低価格の安全な性製品を要求し、公共医療制度を利用できるよう求める。

私たちは、性労働者と性労働施設から避妊具やその他の性製品を没収することを禁止するよう私たちの政府に要求する。

私たちは、すべての性労働者が予防可能な疾病に対する予防接種を含む性的医療を無償または低料金で利用できるよう私たちの政府に対して求める。

私たちは、すべての医療保険制度のなかに医療制度に対する性労働者の要求を取り入れられ、そして病気休職中の手当は他の職業と同じように仕事に関連する疾病を理由に受給できるよう求める。

どのような労働現場においても、暴力は健康と安全の問題である。私たちの雇用者は、私たちを保護し、就業中は安全を確保される私たちの権利を侵害する人々に対処する義務がある。

私たちは、私たちの政府が私たちの健康と安全を重視し、暴力と酷使を受忍せずに行われる安全な労働環境を促進するよう要求する。この目標のために、私たちは性労働者が助言を求め、匿名で酷使を告発できる緊急電話回線を設けることを主張する。

労働条件

性交が労働になっている事実があるからといって、私たちが性交する相手に対して、私たちが提供する性的サービスに対して、さらには私たちがそのサービスを提供する条件に対して管理統制する権利がなくなるわけではない。

私たちは、強制を受けることなく性労働に従事し、性産業の内部で職を変え、私たちが選択すればそこから離脱する権利を要求する。

私たちは、どのような顧客に対しても、また求められたどのような要望に対しても、それを拒否する権利を要求する。私たちが被用者であるか「自営業者」であるかに関わりなく、私たちが提供するサービスや私たちがそれを提供する条件を経営者が決定することは許されるべきではない。

私たちは、最低賃金、休憩時間、最短の休暇期間と年次休暇期間に関する権利のような正当な労働条件を求める権利を要求する。そのような条件は、集合的な職場において普通に「自営業」を営む人々にも適用されるべきである。

私たちは、労働に際してアルコールおよび（または）薬物を使用するよう性労働

者に求めたり、職場において食料、飲料水、便宜と衣服に対して過度の費用負担を求めたりするような受容できない慣習を終わらせることを要求する。

私たちは、私たちの職場において健康と安全が優先されること、また公的な場所において自営業を営む人々のために彼らの健康と安全が守られることを要求する。

私たちは、雇用者が情報保護法を遵守すること、私たちの個人情報の守秘義務を守ること、そして私たちの個人情報のいかなる濫用も所轄の官庁によって重く受け止められることを求める。

労働時間と労働条件を規制する立法は複雑であり、明白で正確な情報が性労働者に提供され、彼らの権利に関して職場内で示されることが重要である。そのような情報は、すべての移住者がそれを入手できるよう保証するために、多くの様々な言語で提供されねばならない。

私たちの労働条件を改善するためには、私たちが自分たちを組織化し、私たちの権利を主張する機会を持つことが重要である。私たちは、私たち自身を組織化し、正当な労働条件を求めて闘争するなかで、私たちを支援するための労働組合を求める。

私たちは、性労働者との協議と合意に基づいて、路上売春のための指定区域を創設することを求める。それによって、性労働者が選択するあらゆる場所で働く個人の選択権を取り下げることなく、公的な場所で働く人々に路上売春を安全に行うことを可能にすることができる。私たちが犯罪者や他の好ましくない者の干渉から自由であることを警察が保証する間は、そのような地域は、私たちに集団で働き、適切なサービスを促進することを可能にするであろう。

性労働の非犯罪化

性的サービス売り物にすることと性労働者であることは、たとえ両者が実際に犯罪的な違反行為でなくても、私たちの社会ではしばしば犯罪的なものと定義されている。現在の偽善的な立法は、私たちに集団で安全に働くことを可能にする性産業において行なわれている多くの活動を犯罪視している。そのような立法 政府が私たちに伝えているのは、搾取からの私たちの保護であるが は、現実には私たちの疎外を増幅させ、産業内部での搾取、酷使と強制の可能性を一層大きいものにする。その立法は、私たちを情報提供に基づく決定能力を欠く法的「未成年者」であるかのように扱う。

私たちは、私たち、私たちが共に働く人々、私たちの労働から利益を受ける人々、良い実践を行う組織者と経営者、私たちの顧客と私たちの家族を犯罪者扱いする立

法に終止符を打つことを求める。

私たちは、私たちの結社の自由を否定し、自分自身を組織化する私たちの能力を否定する立法を止めるよう求める。

私たちは、国内および諸国間を移動する私たちの自由を否定する立法を廃止するよう求める。

私たちは、個々にまたは集団的に、つまり労働権を完全に保護された状態で自営労働者または従業員として働く権利を求める。

私たちは、働き、私たち自身を宣伝し、私たちのために便宜を提供してくれる人々に支払うために、店舗を賃借できる権利を求める。

私たちは、私たちが選択した方法がどのようなものであろうとも、私たちの収入を消費する権利を求める。私たちは、私たちの家族と愛する人を支えるために収入を消費する権利を求める。

私たちは、性労働業が標準的な業法によって規制されるべきことを求める。そのような法律の下では、性労働者が登録されることはないであろう。

私たちは、性労働者との協議と合意に基づいて、性労働者が選択したあらゆる場所で働く個人の権利を奪われることなく、公的な場で時間を費やす権利を求め、そして路上で性労働を行うための公的な指定区域を求める要求を支持する。

私たちは、非暴力的および非虐待的な顧客が性的サービスを有償で受けることができる権利を擁護する。

全ての人々に対して性労働を安全なものにするために、私たちは刑罰法規が性産業の内部で行われる詐欺、強要、性的児童虐待、児童労働、暴行、強姦、殺人に対して適用されることを求める。

若干の解説

はじめに

本稿は、2005年10月にベルギーの首都ブリュッセルで開催された性労働・人権・労働・移住に関する欧州会議(European Conference on Sex Work, Human Rights, Labour and Migration)で採択された「欧州性労働者宣言」(Sex Workers in Europe - Manifesto)の邦訳である。その全文は、Emilija Mitrović (Hrsg.), Prostitution und Frauenhandel - Die Rechte von SexarbeiterInnen stärken! Ausbeutung und Gewalt in Europa bekämpfen!, VSA-Verlag Hamburg, 2006, 145ff. に掲載されている。

欧州26カ国の性労働者の代表120人が、欧州議会や EU 委員会本部などの国際機関が設置されているブリュッセルに集い、自己の社会的地位の向上と権利の擁護のために一つの綱領的文書を公表したことは、性労働者の基本的人権と労働基本権に関する問題が欧州各国に共通して存在し、それが政治の力によって同一の方向で法的に解決されるべきであると当事者たちが認識していることを示している。共通する問題は欧州にとどまらず、アメリカ大陸やアジア諸国などにおいても存在し、「宣言」に集約された理論と運動が、今後は欧州以外の国々に一定の影響力と及ぼす可能性があると思われる。すでに「フェミニスト現実主義」の立場から性労働者の権利擁護を求める青山薫氏ら¹⁾の運動や日本やオランダの「性的介助ボランティア」の模様を詳細に伝える河合香織氏²⁾の取り組みがあり、注目されるのである。

1 欧州における性労働の実態 ドイツの例

欧州全体での性労働者の厳密な数やその労働実態の詳細は分からない。しかし、例えばドイツでは、売春法（Prostitutionsgesetz）が施行された2002年以前の時点で、約40万人が売春宿、ナイトクラブ、路上または個人の私的住居で性労働に従事し、そのうち圧倒的多数が女性であることが報告されている。彼女らのもとに客として訪れる男性の数は年間で120万人を数え、単純計算すると、1日当たり3,000人以上の客が性的サービスを求めて訪れ、1人の性労働者が1日で3人の客を相手にしている計算になる。売春やその類似行為、またテレホンセックスなどから得られる収益は、年間で約125億マルク（1マルク＝70円の計算で約8,750億円）に達したという。性労働は、特殊事情を除いて考えると、日中よりは夕刻から深夜にかけて行われ、平日よりは週末や日祝日に、また気候の厳しい冬季よりは温暖な夏季に傾向的に集中することが予想される。そのため、その労働は不規則かつ不安定であり、多少の疾病では休業することもできず、度重なる肉体的な疲労や精神的な疲弊をアルコールやタバコ、ドラッグなどに頼って解消していたことが予想される。

それに加えて、性労働に従事する労働環境はというと、売春法が制定されるまでは、労働環境の改善・整備のために衛生的な部屋を性労働者に貸し与えりすると、「売春助長罪」（ドイツ刑法旧180a条）に該当するとして、3年以下の自由刑または罰金刑が科された。そのため、性労働者は衛生的な職場環境を独自に整備しない限り、不衛生な環境と種々の疾病に感染するリスクを甘受せざるをえなかった。また、性労働は公序良俗違反（sittenwidrig）であり、かつ共同体侵害的（gemeinschaftschädlich）であるという「保守的な価値観念」が民事判例を支配し

てきたために、性労働者は法的保護の対象から外されてきた。ドイツ政府は性労働から得られた収益から税を徴収しながら、それを職業として法的に承認することを拒み続け、そのため性労働者は失業保険、健康保険や年金保険などに加入することすらできず、法的に無権利な状態に置かれてきた。また、そのような仕事に従事していることを理由に社会から過酷な差別を受けてきた。売春法の制定は、長きに渡って続いてきた「非合法売春」の時代に終止符を打ち、差別・抑圧され、無権利状態に置かれてきた性労働者をそこから解放したと評価されている³⁾。

2 欧州における性労働に対する規制法の現状

性労働者の社会的・法的権利をめぐる状態は、欧州を構成する他の国でもおそろく同じであろう。しかし、性労働を規制する法状況は国によって様々である。欧米における性労働の実態調査と性労働者の権利擁護運動に取り組んでいる「フランクフルトの搾りかす」(Marc of Frankfurt)によると、売春規制の法的類型としては、全面禁止主義(Prohibitionismus)、規制撤廃主義(Abolitionismus)、新規制撤廃主義(neuer Abolitionismus)、統制主義(Regulationismus)と自由主義(Liberalismus)の4類型に大きく分類される⁴⁾。

全面禁止主義は、性労働が反道徳的で社会的に不衛生であることを理由に、それを根絶することを目的としている。このような立場から性労働を法的に全面禁止している国として、アイルランド、リトアニア、マルタ、スウェーデン、アメリカ合衆国(ネヴァダ州を除く)がある。規制撤廃主義は、性労働が当事者の個人の自由な意思決定に基づき、かつ第三者を侵害していない限り、法はそれを規制することはできず、それを理由に性労働を規制する法律の完全な撤廃を求める立場である(ただし、いわゆる売春婦の「ヒモ」は禁止される)。このような立場から性労働を合法化している国として、チェコ、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペインがある。新規制撤廃主義は、「ヒモ」に加え、「売春宿」の経営を禁止する立場である。この立場に立つのは、ベルギー、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、イタリア、ルクセンブルクである。統制主義は、性労働を所与の社会現象と位置づけ、性労働者、顧客、社会に性病の感染や蔓延などの「重大な事態」がもたらされることを回避するために、性労働を行政的に管理・統制する立場である。このような立場から経営者と性労働者に登録義務や健康管理義務を課すなどしている国として、スイス、オランダ、ドイツ、オーストリア、ギリシア、ハンガリー、ラトヴィア、イギリスがある。自由主義は、性労働者、性的サービス業者と顧客の完全な非犯罪化を目的としている。性労働に対する

行政的な管理統制を不要と考えているかどうかは不明である。現在のところ、この立場に立つ国は例としてはないという。

「フランクフルトの搾りかす」は、売春規制法の4類型のうち、「統制主義」に基づいて性労働を行政的に管理統制するスイス、オランダ、ドイツの立法例を最も先進的な例であると評価している。

3 「欧州性労働者宣言」の意義

欧州各国において、性労働者による性的サービス業が事実上行われ、しかもそれが徴税の対象とされているにもかかわらず、性労働が職業として承認されず、またそのような業務に従事していることを理由に性労働者の基本的人権と労働基本権が侵害されてきた。さらに、彼らを価値のない存在、道徳と秩序に対する脅威、「犯罪者」として差別し抑圧する社会風潮が長きに渡って続いてきた。彼らが経営者や顧客から詐欺や強制労働（強制売春）、暴行や強姦などの被害を受けようとも、犯罪被害者として扱われず、たとえ被害届けを出しても、その証言は軽視され、まともに取り扱われてこなかった。彼らが既存の社会的・法的規範から逸脱した性労働に従事し、人間の尊厳を自らが否定していることがその正当化事由であった。それに、彼らの人種的・民族的な出自、またその一部が移民であることなどが加わり、性労働者に対する差別と偏見、憎悪が増幅され、その社会的地位と法的権利をいっそう脆弱なものにしたと思われる。

このような状況を踏まえ、「欧州性労働者宣言」は、欧州各国の政府に対して、性労働者であること理由とした社会的・法的な差別を撤廃し、性労働を一般の職業と同じように職業として承認し、性労働者の基本的人権、労働基本権および市民的権利を保障することを求めている。また、労働組合などを結成する自由、性労働の労働条件に関する公的議論において意見表明する権利、健康管理のための健康保険への加入や公的医療制度を利用する権利を保障することなどを通して、性労働者の社会的地位の向上と労働条件の改善を図るための社会制度改革を提言している。さらに、性労働の現場において行われている詐欺や強制売春、児童労働や性的児童虐待、暴行、強姦、殺人などの犯罪に対して、欧州各国の政府が刑法を適用し、適正に処罰することを求めている。

性労働は、ストリップ、ピーブショー、店舗内売春や路上売春、その他の性的類似行為、テレホンセックス、ポルノ雑誌や映画への出演など広範な領域で行なわれているが、このような「労働」に従事する者の基本的人権に焦点が当てられてこなかったことに理由がないわけではない。この種の「労働」は、道徳的・倫理的に見

て問題があり、また法的にも公序良俗に違反し、善良な性秩序や性風俗を侵害するものと捉えられてきたため、適な職業の範疇から除外されてきた。また、性労働に従事する者のなかに人身売買の被害者が存在したこともあって、性労働者がたとえ任意に性労働に従事していると主張しても、それは代替職業がないために経済的困窮を凌ぐ手段としてやむを得ず従事しているだけで、真意に基づく選択とはいえないと見なされてきた。あるいは、そもそも自己の行為の本質を理解できない無理解に起因した倒錯した主張であるとして一蹴されてきた。性労働者は総じて、権利の主体ではなく、救済すべき被害者ないし教育すべき「未成年者」として位置づけられてきた。「宣言」においても、「強制労働と奴隷制度に類似した業務の被害者に対して亡命する権利を付与し、彼らの家族とその友人に援助を与えるよう求める」ことが主張され、また若年者が「性的自律性」、すなわち性的自己決定権の意味について学べない教育状況があるために、性労働への従事を自らが真に選択したと見えないような若年者が存在することが認められている。

それにもかかわらず、「宣言」は、それを起草し採択した120名が自律的な自己決定に基づいて性労働を選択したこと、被害者のそれとは区別されるべきであることを明言し、しかも彼らの性労働に「社会に対して真に価値ある貢献をなす可能性」があることを強調している。「宣言」の意義は、性労働の正当性を根拠づける自己決定性と社会的貢献性を正面に掲げて、社会にそれを承認するよう求め、さらにそれを阻む社会的・法的障害要因を除去すべきことを主張するところにある。従って、性労働の合法化と職業としての承認の是非をめぐる議論は、「自己決定性」と「社会的貢献性」という二つの要件をめぐる争われることになるであろう。しかし、既存の道徳観念や法規範を前提にする限り、性労働は職業として承認不可能なものとして判断されているため、それは自己決定の対象から除外され、また性労働が不道徳・違法であると見なされている以上、その社会的貢献性を肯定することもできず、それゆえ性労働を職業として承認することも、彼らに労働基本権を付与することもできないと結論づけられることが予想される。性労働の苛酷な実態、性労働者の無権利状態、それに重くのしかかる差別と抑圧の重圧を直視しようとも、せいぜいリベラルな「寛容と同情」から性労働の非犯罪化や性労働者の基本的人権の尊重が主張されるだけで、職業としての承認などそれを超える提案は出てこないのではないだろうか。そのような「寛容と同情」を超えて、自己決定性と社会的貢献性を根拠に性労働の職業としての正当性を訴える「宣言」と現在の社会認識の間には、大きな隔たりがあるといわざるをえない。

確かに、既存の道徳観念や法規範を前提にするならば、このような議論の隔たり

は埋まらず、平行線をたどるであろう。しかし、既存の道徳観念が変化し、性労働の自由化を促す法規範が形成されるならば、話しは別である。ドイツでは、1980年前後から、それまで当事者間だけで行われていた性労働者とその支援者の取り組みが、社会運動として公然と展開されるようになり、性労働の現状と職業として承認することの是非をめぐって社会的に議論される機会が増えた。そして、その主張が徐々に社会的に共有され、性道徳に対して寛容な社会的観念が形成された結果、性労働の合法化が促進されるに至った。このようなドイツの例を見るならば、既存の道徳観念や法規範は必ずしも固定的なものではなく、隔たりのある議論でも接点を見いだせる可能性は十分にあるように思われる。

4 今後の課題

性労働に従事する女性たちの声を記録した書物の解説⁵⁾のなかで、女性の弁護士が、オランダの性労働者組合「赤い糸」(de rode Draad)で活動する性労働者がBBC放送のインタビューに答えて述べた次のように発言を紹介している。「もし、私がタイピストであれば、私は自分の身体の一部を使ってお金を得る。もし、私がマネージャーであれば、私は自分の頭の一部を使ってお金を稼ぐ。売春婦もみんな同じことです」。おそらく、「あなたにとって性労働とは何ですか」という質問に対して、「世論の媒体となることがジャーナリストとしてのあなたの仕事であるように、性労働に従事することが性労働者としての私の仕事なのです。ジャーナリストはその仕事をし、性労働者はその仕事をします。二人の間には本質的な違いはありません」という趣旨の答えを述べたのだらうと思われる。女性弁護士は、この発言に対して、「このように言えるとするれば（現に彼女は何のためらいもなく、そう言っていたけれども）、性行為とは人間にとって何なのか。性とは何なのか、肉体と精神のトータルな存在としての人間というのは、私たちの観念が創り出した『幻想』にすぎないものなのかという、根源的な問いに向き合わざるを得ない」という深刻な感想を述べている。

欧米人の話し口調を聞いていると、話す前にすでに内容が整理されているからであろうか、話しが論理的でかつ理路整然と展開されるため、ためらいや迷いはなく、むしろ自信の笑みを浮かべながら語っているような印象を受けることがあるが、主題と自己の関係が深く考察されたがゆえの語り口調であろうと思われる。「赤い糸」の性労働者が「何のためらいもなく、そう言っていた」ことから、それとは少し異なる印象を受ける。性労働と自己との関係をめぐる苦悩と葛藤の末、一つの結論に到達し、それが自己にとっての真理であり確信であるにもかかわらず、それが既

存の道德観念や法規範を前提とする社会にはとうてい受け入れられないことに失望したため、苦悩と葛藤の過程を共有してほしいという熱意も薄れ、共感を呼ばないことを分った上で、自己の主張を淡々と述べるしかなかったのではないだろうか。自分が出した結論と確信に対して「ためらい」はないであろうが、そこには、冷めた感情、シラケのようなものが感じられる。しかも、そのシラケは、性労働者を「精神なき肉体」と決めつけ、彼らの苦悩と葛藤にまともに取り合おうとしない此方の無感覚の反映であるようにも思われる。

素朴な道德観念や善意が性労働者の運動と要求を封殺する法的重圧になり、それこそ性労働者の肉体と精神を丸ごと抑圧してしまいかねないことに細心の注意を払いながら、我々がなすべきことは、性労働の当事者の意見と主張に真摯に耳を傾け、そこから性労働の存在理由である自己決定性と社会的貢献性の具体的な内容をつかみ取っていくことではないかと思われる。

- 1) 青山薫「フェミニスト現実主義で提案するセックスワーカーの権利運動と人身売買被害者保護運動の間の架橋」インバクシオン154号(2006年10月)66頁以下参照。
- 2) 河合香織『セックスボランティア』(新潮文庫,2006年)参照。
- 3) Vgl. Entwurf eines Gesetzes zur beruflichen Gleichstellung von Prostituierten und anderer sexuell Dienstleistender von PDS, in: Deutscher Bundestag 14. Wahlperiode Drucksache 14/4456, Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der rechtlichen und sozialen Situation der Prostituierten von SPD und der Fraktion BÜNDNIS 90/Die GRÜNEN, in: Deutscher Bundestag 14. Wahlperiode Drucksache 14/5958, Emilija Mitrović, Die Spitze der Doppelmoral - Der gesellschaftliche Umgang mit Prostitution in Deutschland und die aktuelle Situation in Europa, in: Emilija Mitrović (Hrsg.), Prostitution und Frauenhandel, 2006, S. 14f., Margarete Grafín v. Galen, Rechtsfragen der Prostitution - Das Prostitutionsgesetz und seine Auswirkungen, 2004, S. 1ff. ドイツにおける売春法の成立過程については、本田稔「ドイツにおける売春規制法と人身保護」大久保史郎編『講座・人間の安全保障と国際組織犯罪(第3巻)人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』(日本評論社,2007年)162頁以下を参照されたい。
- 4) <http://sexworler.at/phpBB2/viewtopic.php?t=949>
- 5) 角田由起子「ふしだらな女とは?」『セックス・ワーク 性産業に携わる女性たちの声』(現代書館,1993年)423頁参照。